


上場株式等の所得に関する住民税申告不要等申出書

(令和2年度市民税・県民税分)

(あて先) 大野市長

令和2年3月2日提出

○納税義務者

1月1日現在の住所	大野市天神町1-1		
現住所	現住所が上記の住所と異なる場合は記入してください。		
(フリガナ)氏名	大野 太郎		電話番号 (本人・代理人) 0779-66-1111
生年月日	昭和30年4月1日	代理人の氏名	印 (続柄)

○確定申告した(予定含む)上場株式等の所得等

確定申告した(予定含む)上場株式等の所得等			住民税の源泉徴収税額
上場株式等の配当所得等	総合課税分	1,000,000 円	50,000 円
	分離課税分	円	円
上場株式等の譲渡所得等		円	円

※対象となる上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等については、所得税 15.315% (復興特別所得税分含む) と住民税 5% の合計 20.315% の税率であらかじめ源泉徴収 (特別徴収) されているものとなります (所得税 20.42% を源泉徴収されているものは、住民税が源泉徴収されていないので、対象ではありません)。

申出する番号に○をつけてください。

- ① 上記の確定申告した (予定含む) 上場株式等の所得等について、住民税では申告いたしません。
- ② 上記の確定申告した (予定含む) 上場株式等の所得等について、住民税では下記のとおりいたします。

確定申告した(予定含む)上場株式等の所得等			住民税の源泉徴収税額
上場株式等の配当所得等	確定申告した上場株式等の配当所得 1,000,000 円を、申告不要とする。	円	円
上場株式等の譲渡所得等		円	円

※1は、確定申告した上場株式等の所得等のうち、全てを申告不要にする場合に使用します。

※2は、確定申告した上場株式等の所得等のうち、一部を申告不要にする場合に使用します。

提出の際、下記の書類も併せて提出してください。

- 本人確認書類 (運転免許証等のコピー)
- 確定申告書の控えの写し
- 配当所得・譲渡所得等に関する書類の写し (特定口座年間取引報告書・支払通知書等)
- 代理人が申告する場合、本人と世帯が異なるときは委任状

注意事項:

- この申出を行う場合は、市民税・県民税納税通知書が送達される前に申告する必要があります。
- 上記の住民税の源泉徴収税額に記載誤りなどがあり、上場株式等の所得と判断がつかない場合は、確定申告書の内容で住民税を課税することがあります。

(市処理欄)

上場株式等の所得に関する住民税申告不要等申出書

(令和2年度市民税・県民税分)

(あて先) 大野市長

令和2年3月2日提出

○納税義務者

1月1日現在の住所	大野市天神町1-1		
現住所	現住所が上記の住所と異なる場合は記入してください。		
(フリガナ)氏名	大野 太郎	電話番号(本人・代理人)	0779-66-1111
生年月日	昭和30年4月1日	代理人の氏名	印(続柄)

○確定申告した(予定含む)上場株式等の所得等

確定申告した(予定含む)上場株式等の所得等			住民税の源泉徴収税額
上場株式等の配当所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	60,000円	3,000円
上場株式等の譲渡所得等		1,000,000円	40,000円

※対象となる上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等については、所得税15.315%(復興特別所得税分含む)と住民税5%の合計20.315%の税率であらかじめ源泉徴収(特別徴収)されているものとなります(所得税20.42%を源泉徴収されているものは、住民税が源泉徴収されていないので、対象ではありません)。

申出する番号に○をつけてください。

- 上記の確定申告した(予定含む)上場株式等の所得等について、住民税では申告いたしません。
- 上記の確定申告した(予定含む)上場株式等の所得等について、住民税では下記のとおりいたします。

確定申告した(予定含む)上場株式等の所得等			住民税の源泉徴収税額
上場株式等の配当所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	円
上場株式等の譲渡所得等		200,000円	0円

- ※1は、確定申告した上場株式等の所得等のうち、全てを申告不要にする場合に使用します。
- ※2は、確定申告した上場株式等の所得等のうち、一部を申告不要にする場合に使用します。

提出の際、下記の書類も併せて提出してください。

- 本人確認書類 (運転免許証等のコピー)
- 確定申告書の控えの写し
- 配当所得・譲渡所得等に源泉徴収されているものがある場合は、源泉徴収票の写し
- 代理人が申告する場合、委任状の写し

注意事項:

- この申出を行う場合は、確定申告書の控えを提出してください。
- 上記の住民税の源泉徴収税額と確定申告書の内容で住民税を算出してください。

住民税の源泉徴収あり

- ・上場株式等の配当所得 60,000円
- ・上場株式等の譲渡所得 1,000,000円のうち、800,000円

住民税では申告不要とする。

住民税の源泉徴収なし

- ・上場株式等の譲渡所得 1,000,000円のうち、200,000円

住民税申告する。

⇒住民税では、申告した上場株式等の譲渡所得200,000円が所得となります。